

# 尾瀬ハイキングガイド制作業務仕様書

公益財団法人尾瀬保護財団

# 尾瀬ハイキングガイド制作業務仕様書

## 1. 業務名称

尾瀬ハイキングガイド制作業務

## 2. 目的

尾瀬保護財団（以下「当財団」という）が尾瀬国立公園（以下「尾瀬」という）を尾瀬内外で発信する媒体として、尾瀬の多様な魅力に加え、登山情報や利用にあたっての注意点を紹介する登山ガイドマップを制作し印刷するものである。

## 3. 業務内容

### (1) 尾瀬ハイキングガイドの制作

- ・地図は国土地理院の地形図（最新版）を元に作成するものとする。
- ・尾瀬内外で利用され、ラック等に配架されることを想定して作成するものとする。
- ・その他、下記の情報について写真等を使い表記する。

#### ① 地図情報

- ・登山道（上り／下りのコースタイム、難易度分け）
- ・公園内の地名と河川名
- ・施設名（駐車場、公衆トイレ、山小屋、キャンプ場、ビジターセンター）
- ・地図記号と凡例
- ・縮尺と方角
- ・入山口の写真

#### ② ルール・マナー

- ・尾瀬入山にあたっての注意点

#### ③ 服装や装備

#### ④ アクセス情報

- ・東京や首都圏を起点としたアクセスとして鉄道・車を併記

#### ⑤ 寄付者情報

- ・当財団寄付者のロゴ・社名等を記載（1ページ以内を想定）

#### ⑥ 尾瀬の説明

### (2) 制作した尾瀬ハイキングガイドの印刷

- ・(1) で制作した尾瀬ハイキングガイドを下記のとおり印刷する。

① サイズ

- ・日本工業規格A2以下とし、携帯や使用に適した形とする。
- ・折り方は提案によるが、長3封筒に入ることが望ましい。

② 印刷色数

- ・フルカラー

③ 紙質等

- ・提案による

④ 印刷部数

- ・20,000部

## 5. 業務委託期間

契約締結日から、令和7年3月17日（月）まで

## 6. 著作権等

- (1) 成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）等の知的財産は、全て当財団に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作した著作権に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品は、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

## 7. 成果品納品方法

- (1) 電子データ：1枚

制作した尾瀬ハイキングガイドのPDFデータ一式をCD-ROM等の記録媒体により納品すること。PDFデータは、WEB閲覧・ダウンロード用に最適化（サイズ、データ容量）されたものを併せて納品すること。

- (2) 印刷した尾瀬ハイキングガイド：20,000部

下記に納品すること。

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁20F

公益財団法人尾瀬保護財団 企画課

## 8. 留意事項

- (1) 一般的事項

- ① 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ② 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手すること。

- (2) 業務体制

- ① 受託者は、適宜発注者の意向を確認のうえ、業務を進めること。
- ② 連絡を効率的に行うよう、業務の窓口となる人物を配置すること。

## 9. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、当財団と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (2) 業務に際し必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 事業実施に際して当財団の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当財団はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定するものとする。